

令和8年度三川町空き家バンク制度利活用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家バンク制度の利用を促進するため、三川町空き家バンク制度実施規程(平成28年告示第2号。以下「実施規程」という。)第4条第2項に規定する空き家バンク台帳に登録された者が、当該空き家の家財等を処分する場合に、その費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、三川町補助金等の適正化に関する規則(昭和38年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施規程に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家台帳 三川町が調製する空き家に関する台帳
- (2) 家財等 当該空き家及び附属建物並びに敷地内に存する動産、立木
- (3) 処分 空き家の所有者等が三川町一般廃棄物収集運搬許可業者(立木にあたっては建設業の許可を有する業者)へ依頼し家財等を適法に処理する行為、または自らが鶴岡市一般廃棄物処理施設へ家財等を搬入し処理する行為

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 実施規程第4条第3項に規定する空き家バンク登録完了通知書の交付を受けた者
- (2) 当該空き家の老朽度及び危険度のランクが、空き家台帳においてA又はBであること。
- (3) 交付対象者が居住する市区町村において、課税された地方税に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に該当しないこと。
- (5) 過去に同一の空き家について本補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、処分に要する費用の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の額の算定にあたっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、空き家台帳に登録された1物件(附属建物を含む。)に対し1回とする。

(交付申請及び申請書受付期間)

第5条 交付対象者は、家財等の処分に着手する前に、三川町空き家バンク制度利活用促進補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 空き家等の配置図、平面図
- (3) 見積書の写し若しくは処分費用の内訳が分かる資料
- (4) 処分着手前の写真
- (5) 市区町村が発行する納税証明書
- (6) 三川町空き家バンク制度利活用促進補助金誓約書(様式第3号)
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 申請書の受付期間は、令和8年4月1日から令和9年3月10日とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、三川町空き家バンク制度利活用促進補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

2 町長は、補助金の交付決定に際して交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第7条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に交付決定額の増減を伴う変更、災害その他やむを得ない事由により令和9年3月31日までに当該事業を完了することが困難であると見込まれる場合又は申請を取下げの必要があるときは、三川町空き家バンク制度利活用促進事業費補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第5号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の2割を超えない減額変更については、三川町空き家バンク制度利活用促進事業費補助金変更（取下げ）承認申請書の提出を要しない。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内容の変更又は取下げが認められたときは、三川町空き家バンク制度利活用促進事業費補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、家財等の処分完了後1箇月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、三川町空き家バンク制度利活用促進補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 処分に要した費用に係る明細が記載された請求書及び領収書の写し

（2） 処分完了後の写真（第5条第1項第4号と対比できるもの）

（3） その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領した後、関係書類の審査を行い、必要に応じて現地調査を行った上でその報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し三川町空き家バンク制度利活用促進補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金額の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、三川町空き家バンク制度利活用促進補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第11条 町長は、前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1） この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

（2） 当該空き家以外の家財等の処分費用を含めるなど、不正な行為により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

（3） 補助金の交付決定の日から3年以内に当該空き家の適正な管理を怠ったと認められるとき。

（4） 補助金の交付決定の日から3年以内に正当な理由なく空き家バンクの登録を抹消し

たとき。

(5) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。